

## 特定健康診査・特定保健指導

### 特定健康診査

表1 年度別受診者数

区分	総数	男	女
29年度	123 031	80 976	42 055
28年度	122 230	81 184	41 046
27年度	122 109	81 814	40 295

表2 特定健康診査契約別実施数

区分	受診者	個別契約		集合契約	
		数	%	数	%
男	80 976	78 946	97.5	2 030	2.5
女	42 055	38 024	90.4	4 031	9.6
計	123 031	116 970	95.1	6 061	4.9

個別契約：医療保険者（健保）と個々の契約に基づき健診を実施したもの  
集合契約：契約取りまとめ団体との契約に基づき健診を実施したもの

表3 特定健康診査保険者別実施数

区分	受診者	全国健康保険協会		組合健康保険(※)		国民健康保険	
		数	%	数	%	数	%
男	80 976	12 630	15.6	66 518	82.1	1 828	2.3
女	42 055	8 113	19.3	30 730	73.1	3 212	7.6
計	123 031	20 743	16.9	97 248	79.0	5 040	4.1

※組合健康保険には共済組合も含む

表4 特定健康診査対象別実施数

区分	受診者		被保険者				被扶養者			
	計	40-64歳	計	%	40-64歳	%	計	%	40-64歳	%
		65-74歳			65-74歳				65-74歳	
男	80 976	73 840	80 910	99.9	73 798	99.9	66	0.1	42	0.1
		7 136			7 112				99.7	
女	42 055	37 351	38 348	91.2	34 299	91.8	3 707	8.8	3 052	8.2
		4 704			4 049				86.1	
計	123 031	111 191	119 258	96.9	108 097	97.2	3 773	3.1	3 094	2.8
		11 840			11 161				94.3	

表5 メタボリックシンドローム判定結果

区分	受診者		基準該当				予備群該当				非該当			
	計	40-64歳	計	% <sup>1)</sup>	40-64歳	% <sup>2)</sup>	計	% <sup>1)</sup>	40-64歳	% <sup>2)</sup>	計	% <sup>1)</sup>	40-64歳	% <sup>2)</sup>
		65-74歳			65-74歳				65-74歳				65-74歳	
男	80 976	73 840	14 892	18.4	13 243	17.9	11 912	14.7	10 937	14.8	54 054	66.8	49 559	67.1
		7 136			1 649				23.1				975	
女	42 055	37 351	1 691	4.0	1 440	3.9	1 491	3.5	1 351	3.6	38 773	92.2	34 464	92.3
		4 704			251				5.3				140	
計	123 031	111 191	16 583	13.5	14 683	13.2	13 403	10.9	12 288	11.1	92 827	75.5	84 023	75.6
		11 840			1 900				16.0				1 115	

1) 受診者合計に対するそれぞれの該当群合計の割合  
2) 対象年齢群合計に対する該当群の割合

表6 階層化結果

区分	受診者	積極的支援		動機づけ支援		情報提供	
		数	%	数	%	数	%
男	73 840	11 646	15.8	6 262	8.5	55 868	75.7
女	37 351	1 272	3.4	2 497	6.7	33 543	89.8
計	111 191	12 918	11.6	8 759	7.9	89 411	80.4

※正規の階層化がされる受診者（40～64歳）に対し計上した。

---

 特定保健指導
 

---

表1 特定保健指導 実施数（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

	積極的支援		動機付け支援	
	初回支援実施数	途中終了者数	初回支援実施数	途中終了者数
男	63	6	52	1
女	9	2	24	1
総数	72	8	76	2

### 保健指導サービスの品質管理に関する方針

神奈川県予防医学協会の定めた理念に基づいて、顧客の信頼が得られる質の高い保健指導の品質管理に関する方針を定める。

1. 総合健康支援機関として高質で真に価値あるサービスを創造していくために、保健指導の品質管理体制を確立する。
2. 高質な保健指導を目指し、その品質向上に努め、顧客の健康と信頼の確保に寄与する。
3. 総合健康支援機関として、高質な保健指導の普及に努め、広く社会に貢献する。

2009年8月27日 制定  
 (公財)神奈川県予防医学協会 保健指導品質管理委員会